

長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第37号

長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長浜市規則第212号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「「100分の96.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の101.5」とあるのは「100分の105」」を「「100分の99」とあるのは「100分の102.5」」に、「「100分の88以下」とあるのは「100分の91以下」と、「100分の93以下」とあるのは「100分の96以下」」を「「100分の90.5以下」とあるのは「100分の93.5以下」」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。